

第
4699
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 4月 1日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定公社債の課税方式の改正

Q：特定公社債の課税方式が改正になったようですが、どのようになったのですか？

A：20%源泉分離課税の対象からはずされた上で、平成28年1月以降に申告分離課税に移行されます。

【解説】

特定公社債とは、国債や地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債のことをいいますが、この特定公社債の利息等の取扱いが、今年度の税制改正で見直され、20%源泉分離課税の対象からはずされた上で、平成28年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき特定公社債の利息等については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税に移行されることとなりました。

また、これに伴い、同日以後に支払いを受ける特定公社債の利息等のうち一定のものについては、申告が不要とされました。

そしてまた、国外公社債等の利息等で申告分離課税の対象になるものについて、外国所得税がある場合には、その国外公社債等の利息等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して15%の源泉徴収が行われることとなります。

なお、一般公社債等の利息等については、15%の源泉分離課税が維持されますが、同族会社が発行した社債の利息でその同族会社の判定の基礎になった株主等が受けるものについては、総合課税の対象に取り込まれることになりましたので注意してください。

